

ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について

第1 ストーカー事案の対応状況

1 ストーカー事案の認知状況

平成22年中の認知件数は、前年に比べ1,353件（9.1%）増加した。



注1) 認知件数には、ストーカー規制法に抵触する事案のほか、刑罰法令に抵触すると抵触しないとを問わず、執拗なつきまといや無言電話等による嫌がらせの行為を伴う事案を、相談、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知した件数を計上している。

注2) 平成12年は法施行日（11月24日）から12月31日までの間。

2 ストーカー規制法の適用

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	対前年比	増減率
警告	1,375	1,384	1,335	1,376	1,344	-32	-2.3%
禁止命令等	19	17	26	33	41	8	24.2%
仮の命令	0	0	0	0	0	0	-
警察本部長等の援助	1,631	2,141	2,260	2,303	2,470	167	7.3%
ストーカー規制法違反検挙	183	242	244	263	229	-34	-12.9%
ストーカー行為罪	178	240	243	261	220	-41	-15.7%
禁止命令等違反	5	2	1	2	9	7	350.0%

警察本部長等の援助の内訳（複数計上）

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	対前年比	増減率
被害防止措置の教示	670	885	1,092	1,189	1,063	-126	-10.6%
被害防止交渉に必要な事項の連絡	81	76	143	139	136	-3	-2.2%
行為者の氏名及び連絡先の教示	62	79	131	96	98	2	2.1%
被害防止交渉に関する助言	121	130	194	194	215	21	10.8%
被害防止活動を行う民間組織の紹介	14	13	30	43	42	-1	-2.3%
被害防止交渉場所として警察施設の利用	147	148	135	137	160	23	16.8%
被害防止に資する物品の教示又は貸出	409	472	461	416	417	1	0.2%
警告等を実施した旨の書面の交付	27	36	28	41	25	-16	-39.0%
その他被害防止のために適切な措置	835	968	1,016	1,173	1,548	375	32.0%

注)「その他被害防止のための援助」には、住民基本台帳閲覧制限措置の意見提出が含まれる。

3 ストーカー規制法以外の措置（複数計上）

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	対前年比	増減率
被害者へ防犯指導	8,837	10,567	10,435	11,074	12,951	1,877	16.9%
行為者への指導警告	2,912	3,381	4,149	4,331	5,887	1,556	35.9%
パトロール	1,348	1,643	1,568	2,122	2,605	483	22.8%
その他対応	693	1,077	1,009	1,245	1,402	157	12.6%
他法令による検挙	653	718	716	759	877	118	15.5%
他機関等への引継ぎ	52	192	42	39	44	5	12.8%

注1)「その他対応」は、被害者の保護、被害者宅への防犯カメラの設置等を計上している。

注2)「他機関等」は、保健所、婦人相談所、民間シェルター、医療機関等を計上している。

他法令による検挙の内訳

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	対前年比	増減率
検挙総数	653	718	716	759	877	118	15.5%
殺人(未遂を含む。)	6	3	11	11	7	-4	-36.4%
強姦	7	7	2	6	8	2	33.3%
暴行	44	41	50	70	73	3	4.3%
傷害	113	113	106	93	160	67	72.0%
脅迫	75	85	88	87	106	19	21.8%
強要	7	10	22	17	14	-3	-17.6%
恐喝	6	3	14	14	17	3	21.4%
窃盗	32	35	35	44	35	-9	-20.5%
強制わいせつ	7	4	8	8	12	4	50.0%
住居侵入	103	103	111	124	147	23	18.5%
逮捕監禁	15	16	14	20	22	2	10.0%
名誉毀損	11	36	18	20	17	-3	-15.0%
業務妨害	1	3	2	2	5	3	150.0%
器物損壊	93	110	78	94	93	-1	-1.1%
暴力行為処罰法	14	13	15	14	11	-3	-21.4%
軽犯罪法	22	16	25	23	27	4	17.4%
銃刀法	37	38	35	30	33	3	10.0%
迷惑防止条例	27	37	29	35	31	-4	-11.4%
その他	33	45	53	47	59	12	25.5%

注1) 未遂のある罪については未遂を含む。

注2)「その他」には、放火、公務執行妨害、道路交通法違反等が含まれる。

4 ストーカー事案の分析結果

都道府県警察が取り扱い、警察庁に報告があった事案について分析した。

注1) 認知件数(平成20年中14,657件、同21年中14,823件、同22年中16,176件)に対する割合を算出したもの。

注2) 割合は、四捨五入していることから、合計が必ずしも100%にならない。

(1) 被害者の性別

	平成20年	割合	平成21年	割合	平成22年	割合
男性	1,417	9.7%	1,390	9.4%	1,645	10.2%
女性	13,240	90.3%	13,433	90.6%	14,531	89.8%

(2) 被害者の年齢

	平成20年	割合	平成21年	割合	平成22年	割合
10歳代	1,112	7.8%	1,029	7.2%	1,264	8.0%
20歳代	5,182	36.3%	5,032	35.0%	5,754	36.3%
30歳代	4,075	28.5%	4,201	29.2%	4,748	29.9%
40歳代	2,249	15.7%	2,367	16.5%	2,622	16.5%
50歳代	810	5.7%	874	6.1%	946	6.0%
60歳代	290	2.0%	333	2.3%	381	2.4%
70歳以上	72	0.5%	70	0.5%	95	0.6%
年齢不詳	498	3.5%	474	3.3%	47	0.3%
密接関係者	369	-	443	-	319	-

注)「密接関係者」とは特定の者と社会生活において密接な関係を有する者(友人、勤務先上司等)をいう。

(3) 行為者の性別

	平成20年	割合	平成21年	割合	平成22年	割合
男性	12,059	82.3%	11,903	80.3%	13,860	85.7%
女性	1,328	9.1%	1,896	12.8%	1,506	9.3%
不明	1,270	8.7%	1,024	6.9%	810	5.0%

(4) 行為者の年齢

	平成20年	割合	平成21年	割合	平成22年	割合
10歳代	341	2.3%	344	2.3%	441	2.7%
20歳代	2,757	18.8%	2,732	18.4%	3,135	19.4%
30歳代	3,818	26.0%	3,816	25.7%	4,192	25.9%
40歳代	2,606	17.8%	2,679	18.1%	3,137	19.4%
50歳代	1,572	10.7%	1,589	10.7%	1,577	9.7%
60歳代	823	5.6%	912	6.2%	1,087	6.7%
70歳以上	225	1.5%	279	1.9%	348	2.2%
年齢不詳	2,515	17.2%	2,472	16.7%	2,259	14.0%

(5) 被害者と行為者の関係

	平成20年	割合	平成21年	割合	平成22年	割合
特定の者	14,278	97.5%	14,380	97.0%	15,857	98.0%
配偶者（内縁・元含む）	1,284	8.8%	1,215	8.2%	1,413	8.7%
交際相手（元交際相手含む）	7,320	50.0%	7,633	51.5%	8,500	52.5%
知人友人	1,449	9.9%	1,563	10.5%	1,796	11.1%
勤務先同僚・職場関係者	1,386	9.5%	1,291	8.7%	1,420	8.8%
面識なし	859	5.9%	824	5.6%	874	5.4%
その他	608	4.2%	618	4.2%	739	4.6%
関係（行為者）不明	1,372	9.4%	1,236	8.3%	1,115	6.9%
密接関係者	369	2.5%	443	3.0%	319	2.0%

注1)「特定の者」とは、行為者が恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を抱いている対象である者をいう。

注2)「その他」は、近隣居住者、タレントのファン等を計上している。

(6) 動機

	平成20年	割合	平成21年	割合	平成22年	割合
ストーカー規制法に抵触する動機	12,885	87.9%	13,113	88.5%	14,434	89.2%
好意の感情	9,029	61.6%	9,322	62.9%	10,450	64.6%
好意が満たされず怨恨の感情	3,856	26.3%	3,791	25.6%	3,984	24.6%
ストーカー規制法に抵触しない動機	359	2.4%	308	2.1%	370	2.3%
精神障害（被害妄想含む。）	82	0.6%	71	0.5%	79	0.5%
職場・商取引上トラブル	18	0.1%	8	0.1%	13	0.1%
その他怨恨の感情	120	0.8%	75	0.5%	105	0.6%
その他	139	0.9%	154	1.0%	173	1.1%
不明	1,413	9.6%	1,402	9.5%	1,372	8.5%

注)「その他」は、離婚に伴うトラブル、親権問題等を計上している。

(7) 行為形態別発生状況（複数計上）

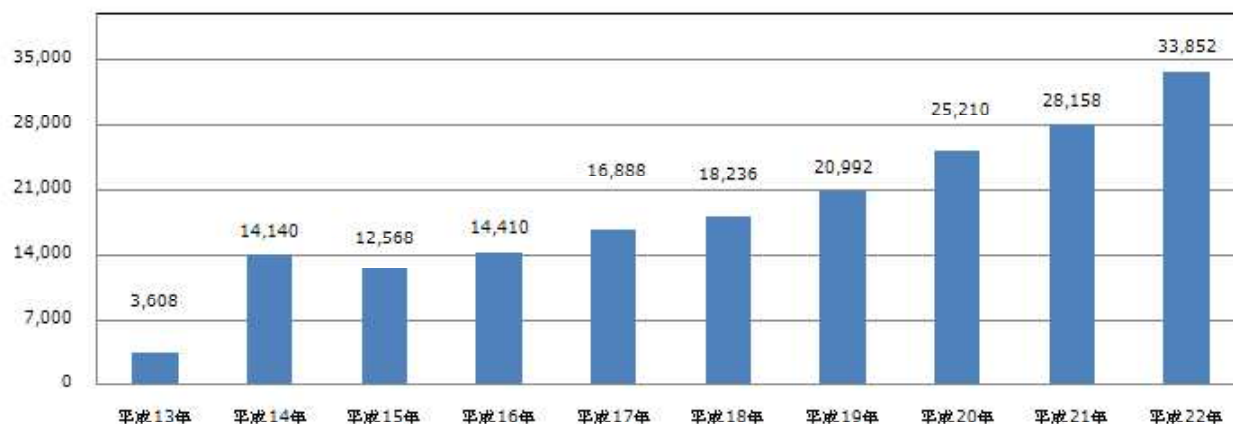
	平成20年	割合	平成21年	割合	平成22年	割合
1号 つきまとい・待ち伏せ等	7,560	51.6%	7,607	51.3%	8,477	52.4%
2号 監視していると告げる行為	992	6.8%	1,092	7.4%	1,193	7.4%
3号 面会・交際の要求	7,710	52.6%	7,738	52.2%	8,472	52.4%
4号 乱暴な言動	2,651	18.1%	3,069	20.7%	3,413	21.1%
5号 無言電話・連続電話	4,418	30.1%	4,453	30.0%	4,846	30.0%
6号 汚物等の送付	128	0.9%	139	0.9%	157	1.0%
7号 名誉を害する行為	831	5.7%	793	5.3%	788	4.9%
8号 性的羞恥心を害する行為	980	6.7%	987	6.7%	1,012	6.3%
その他（ストーカー規制法で規制されていない嫌がらせ行為等）	291	2.0%	294	2.0%	243	1.5%

注)「その他」は、ストーカー規制法第2条第1項各号に該当しない連続メールの送信、被害者が開設するブログへの意味不明な書き込み等を計上している。

第2 配偶者からの暴力事案の対応状況

1 配偶者からの暴力事案の認知状況

平成22年中の認知件数は、前年に比べ5,694件（20.2%）増加した。



注1) 認知件数には、配偶者からの暴力（「身体に対する暴力」又は「生命等に対する脅迫」）相談を、相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状受理、検挙等により認知した件数を計上している。

注2) 平成13年は法施行日（10月13日）から計上している。

注3) 平成16年12月2日から、婚姻関係等が解消したのものも計上している。

注4) 平成20年1月11日から、「生命等に対する脅迫」を受けた相談等についても計上している。

2 配偶者暴力防止法に基づく措置

		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	対前年比	増減率
第6条第2項	医療機関からの通報	53	56	81	44	60	16	36.4%
第8条の2	警察本部長等の援助	4,260	5,208	7,225	8,730	9,748	1,018	11.7%
第14条第2項	裁判所からの書面提出要求	2,172	2,162	2,618	2,722	2,774	52	1.9%
第15条第3項	裁判所からの保護命令通知	2,247	2,239	2,534	2,429	2,428	-1	0.0%
第29条	保護命令違反検挙	53	85	76	92	86	-6	-6.5%

警察本部長等の援助の内訳（複数計上）

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	対前年比	増減率	
被害を自ら防止するための措置の教示	533	746	1,337	1,646	2,361	715	43.4%	
住所等を知られないようにするための措置	住民基本台帳事務における支援	2,510	2,898	3,339	3,951	4,258	307	7.8%
	捜索願への対応	647	825	1,362	1,742	2,290	548	31.5%
	上記両方	192	231	395	401	571	170	42.4%
被害防止交渉に関する事項についての助言	104	138	218	240	499	259	107.9%	
加害者への被害防止交渉のための必要な連絡	47	61	81	55	128	73	132.7%	
被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用	73	99	98	92	163	71	77.2%	
その他	154	210	395	603	1,466	863	143.1%	

保護命令に係る対応状況

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	対前年比	増減率
裁判所からの保護命令通知	2,247	2,239	2,534	2,429	2,428	-1	0.0%
併せて配偶者暴力相談支援センターへの通知	-	-	935	921	872	-49	-5.3%
接近禁止命令のみ	1,722	1,680	506	320	236	-84	-26.3%
うち子への接近禁止命令	986	969	232	149	101	-48	-32.2%
うち親族等への接近禁止命令	-	-	31	25	21	-4	-16.0%
うち子・親族等への接近禁止命令	-	-	34	29	26	-3	-10.3%
退去命令のみ	8	7	5	6	9	3	50.0%
接近禁止命令・退去命令	517	552	128	63	43	-20	-31.7%
うち子への接近禁止命令	350	357	55	32	20	-12	-37.5%
うち親族等への接近禁止命令	-	-	4	9	3	-6	-66.7%
うち子・親族等への接近禁止命令	-	-	9	5	3	-2	-40.0%
接近禁止命令・電話等禁止命令	-	-	1,412	1,544	1,526	-18	-1.2%
うち子への接近禁止命令	-	-	574	624	585	-39	-6.3%
うち親族等への接近禁止命令	-	-	157	166	163	-3	-1.8%
うち子・親族等への接近禁止命令	-	-	296	336	359	23	6.8%
接近禁止命令・電話等禁止命令・退去命令	-	-	483	496	614	118	23.8%
うち子への接近禁止命令	-	-	257	245	293	48	19.6%
うち親族等への接近禁止命令	-	-	34	39	44	5	12.8%
うち子・親族等への接近禁止命令	-	-	93	96	131	35	36.5%

注1) 「併せて配偶者暴力相談支援センターへの通知」、「親族等への接近禁止命令」、「電話等禁止命令」は、平成20年1月11日から。

注2) 「子に対する接近禁止命令」、「親族等に対する接近禁止命令」及び「電話等禁止命令」は、被害者に対する「接近禁止命令」が発せられた場合のみ発せられる。

注3) 「親族等への接近禁止命令」で、命令の対象とされる親族等としては、被害者の両親、兄弟、成人の子が多い。

3 配偶者暴力防止法以外の措置（複数計上）

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	対前年比	増減率
防犯指導・防犯機器貸出し	11,943	14,315	17,967	20,255	25,726	5,471	27.0%
保護命令制度の説明	11,686	12,731	16,224	17,662	22,269	4,607	26.1%
加害者への指導警告	3,353	4,085	5,341	5,753	8,481	2,728	47.4%
その他の措置	3,332	3,611	5,066	5,248	6,377	1,129	21.5%
関係機関への連絡	3,138	3,407	4,434	4,439	4,880	441	9.9%
パトロール	1,367	1,368	2,481	2,253	2,750	497	22.1%
他法令による検挙	1,525	1,581	1,650	1,658	2,346	688	41.5%

注1) 「その他の措置」は、弁護士会の教示、警察による被害者の保護等を計上している。

注2) 「関係機関」は、配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、児童相談所、民間シェルター等を計上している。

他法令による検挙の内訳

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	対前年比	増減率
総数	1,525	1,581	1,650	1,658	2,346	688	41.5%
殺人（未遂を含む。）	62	77	77	44	49	5	11.4%
傷害致死	6	3	7	1	2	1	100.0%
傷害	908	856	871	853	1,170	317	37.2%
暴行	351	459	504	552	848	296	53.6%
脅迫	21	17	22	21	35	14	66.7%
住居侵入	27	38	24	22	38	16	72.7%
逮捕監禁	9	10	12	9	7	-2	-22.2%
強姦	4	0	6	2	0	-2	-100.0%
強制わいせつ	2	2	1	0	2	2	200.0%
名誉毀損	1	2	1	1	2	1	100.0%
器物損壊	45	36	35	43	54	11	25.6%
暴処法違反	24	28	23	32	45	13	40.6%
銃刀法違反	17	16	16	27	33	6	22.2%
ストーカー規制法違反	2	5	1	0	0	0	0.0%
その他	46	32	50	51	61	10	19.6%

注1) 発生した事件を検挙した後、当該事案が配偶者からの暴力事案であることが判明したものを含む。

注2) 未遂のある罪は、未遂を含む。

注3) 「その他」には、公務執行妨害、放火、道路交通法違反等が含まれる。

注4) 傷害致死は平成18年から計上している。

4 配偶者からの暴力事案の分析結果

都道府県警察が取り扱い、警察庁に報告があった事案について分析した。

注1) 認知件数（平成20年中25,210件、同21年中28,158件、同22年中33,852件）に対する割合を算出したもの。

注2) 割合は、四捨五入していることから、合計が必ずしも100%にならない。

(1) 被害者の性別

	平成20年	割合	平成21年	割合	平成22年	割合
女性	24,808	98.4%	27,638	98.2%	33,056	97.6%
男性	402	1.6%	520	1.8%	796	2.4%

(2) 被害者の年齢

	平成20年	割合	平成21年	割合	平成22年	割合
10歳代	335	1.3%	370	1.3%	457	1.3%
20歳代	5,354	21.2%	5,668	20.1%	7,035	20.8%
30歳代	9,133	36.2%	10,022	35.6%	11,670	34.5%
40歳代	5,567	22.1%	6,661	23.7%	8,095	23.9%
50歳代	2,518	10.0%	2,666	9.5%	3,210	9.5%
60歳代	1,573	6.2%	1,860	6.6%	2,275	6.7%
70歳以上	709	2.8%	896	3.2%	1,090	3.2%
年齢不詳	21	0.1%	15	0.1%	20	0.1%

(3) 加害者の年齢

	平成20年	割合	平成21年	割合	平成22年	割合
10歳代	138	0.5%	130	0.5%	190	0.6%
20歳代	3,804	15.1%	4,130	14.7%	5,081	15.0%
30歳代	8,382	33.2%	9,145	32.5%	10,863	32.1%
40歳代	6,188	24.5%	7,215	25.6%	8,829	26.1%
50歳代	3,466	13.7%	3,718	13.2%	4,236	12.5%
60歳代	2,139	8.5%	2,489	8.8%	3,068	9.1%
70歳以上	1,002	4.0%	1,265	4.5%	1,491	4.4%
年齢不詳	91	0.4%	66	0.2%	94	0.3%

(4) 被害者と加害者の関係

	平成20年	割合	平成21年	割合	平成22年	割合
婚姻関係	18,460	73.2%	20,355	72.3%	24,542	72.5%
婚姻関係解消後	3,018	12.0%	3,611	12.8%	3,941	11.6%
内縁関係	3,148	12.5%	3,571	12.7%	4,652	13.7%
内縁関係解消後	584	2.3%	621	2.2%	717	2.1%

注)「内縁関係」は、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。